

1 1 大府市学校開放施設の利用における注意事項について

《学校開放施設利用心得》

- (1) 駐車は別紙案内図に示した駐車位置に必ず駐車すること。
- (2) 各学校体育施設には、別紙案内図に示した所から出入りすること。
- (3) 利用する時は、許可された利用時間を必ず守り、利用施設以外は絶対に立入らないこと。(トイレを利用する場合は定められた通路を通ること。)
- (4) 万一、利用者が建物及び備え付け備品を亡失または棄損したときは、スポーツ推進課または学校へすみやかに届け出ること。(損害を賠償していただきます。)
- (5) 施設の利用後は必ず清掃、整備を行うとともに、移動した備品等については必ず元の位置に戻すこと。
- (6) 利用施設に私物の備品を設置したり、特別室及び器具、備品等を利用する時は必ず学校側と事前協議のうえ、許可を得ること。
- (7) ゴミ等の後始末については、利用団体でゴミ入れを持参して必ず持ち帰ること。学校敷地内のゴミ入れ等には絶対に入れないこと。
- (8) 学校敷地内では、全面禁酒・禁煙を厳守すること。また、学校側の許可を受けた火気取り扱いについては万全を期すること。
- (9) 学校敷地内に、他人に危害を及ぼし、または迷惑となる物品・動物の類を携帯、あるいは帯同しないこと。
- (10) 利用者が子ども同伴の場合は、利用責任者が監督者を定め、子どもの監督にあたること。その他、管理上必要な指示に反する行為をしないこと。
- (11) 施設の利用は、終了時刻 10 分前までとし、残り時間で片付けと清掃をすること。利用者は申請した時間を厳守すること。

(グラウンド・テニスコートの利用について)

- (1) 用具(ベース、メジャー等)を利用する場合は、大府市民体育館窓口に応じること。
- (2) 雨天等でグラウンドコンディションが不良の場合は利用しないこと。また、利用があやぶまれる場合は、利用時間前(夜間照明施設を利用される方は利用日の 15 時以降)に大府市民体育館窓口(0562-47-0102)へ必ず確認すること。

(体育館・武道場の利用について)

- (1) 室内は土足厳禁のため床に砂をあげたり、傷をつけたりしないこと。
- (2) 室内において、椅子・机等を利用する時は取り扱いに気をつけ、床・建物等を傷めないよう十分に注意すること。
- (3) 2 階の窓は勝手に開閉しないこと。ただし、多くの人が利用するときは換気に注意すること。
- (4) ドアの開閉は静かに行うこと。
- (5) 体育館入り口で必ず体育館用シューズに履き替えること。

(6) 学校の許可なく体育館のステージやキャットウォーク（窓側上部の通路）へは上がらないこと。

(7) 体育館内外の電気関係（スイッチ、コンセント、プレーヤー、アンプ等）や消火器及び消火施設は、必要な時以外は絶対に手をふれないこと。

(8) 防球ネット・どん帳・暗幕類は特別な場合以外利用しないこと。

※上記の内容は、施設を利用するための最低限のマナーですので必ず守ってください。

また、学校の施設を利用するため児童、生徒、学校に迷惑のかからないように注意してください。上記利用心得を守らない場合、利用の仕方や利用後の後始末の悪い場合は、定期利用団体、一般利用団体に関わらず、登録を取り消し、以後一切、施設の貸し出しはいたしません。定期利用団体の活動がされていないと見受けられる場合は、定期利用団体の許可を取り消す可能性があります。